

厚生労働大臣の定める揭示事項等について

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

[施設基準の届出事項に関する事項]

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)
- ・急性期看護補助体制加算(25 対 1)5 割以上
(夜間 100 対 1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2 イ(200 床以上の病院)
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注 2 施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料

[入院時食事療養に関する事項]

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

[ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)に関する事項]

「福島県周産期救急医療情報システム」においてハイリスク妊産婦共同管理を行っております。

[ハイリスク分娩管理加算に関する事項]

当院における年間分娩件数(令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日)は 383 件となっております。また、医師は3人、助産師は 20 人が勤務しています。

- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出・HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT 撮影・MRI 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓 ・導入期加算 1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破碎術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料 59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料 74

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（3 病棟）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

[入院基本料に関する事項]

当病棟では、1日に21人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

[施設基準の届出事項に関する事項]

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- ・急性期看護補助体制加算(25対1)5割以上
(夜間100対1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間12対1配置加算1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・データ提出加算2イ(200床以上の病院)
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料4
- ・地域包括ケア病棟入院料2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注2施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV核酸検出・HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT撮影・MRI撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓・導入期加算1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破砕術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料74

[入院時食事療養に関する事項]

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（4 病棟）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

〔入院基本料に関する事項〕

当病棟では、1 日に 16 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。

〔施設基準の届出事項に関する事項〕

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)
- ・急性期看護補助体制加算(25 対 1)5 割以上
(夜間 100 対 1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2 イ(200 床以上の病院)
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注 2 施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出・HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT 撮影・MRI 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓 ・導入期加算 1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破砕術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料 59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料 74

〔入院時食事療養に関する事項〕

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（5 病棟）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

[入院基本料に関する事項]

当病棟では、1 日に 12 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 3 人以内です。夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

[施設基準の届出事項に関する事項]

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)
- ・急性期看護補助体制加算(25 対 1)5 割以上
(夜間 100 対 1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2 イ(200 床以上の病院)
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注 2 施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出・HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT 撮影・MRI 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓 ・導入期加算 1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破砕術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料 59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料 74

[入院時食事療養に関する事項]

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（6 病棟）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

〔入院基本料に関する事項〕

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

〔施設基準の届出事項に関する事項〕

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)
- ・急性期看護補助体制加算(25 対 1)5 割以上
(夜間 100 対 1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2 イ(200 床以上の病院)
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注 2 施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出・HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT 撮影・MRI 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓 ・導入期加算 1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破碎術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料 59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料 74

〔入院時食事療養に関する事項〕

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（7 病棟）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

〔入院基本料に関する事項〕

当病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。

〔施設基準の届出事項に関する事項〕

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)
- ・急性期看護補助体制加算(25 対 1)5 割以上
(夜間 100 対 1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2 イ(200 床以上の病院)
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注 2 施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出・HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT 撮影・MRI 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓 ・導入期加算 1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破碎術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料 59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料 74

〔入院時食事療養に関する事項〕

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（2 病棟）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

[入院基本料に関する事項]

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 人以内です。夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

[施設基準の届出事項に関する事項]

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・医師事務作業補助体制加算 1(15 対 1)
- ・急性期看護補助体制加算(25 対 1)5 割以上
(夜間 100 対 1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1
- ・感染対策向上加算 1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 2 イ(200 床以上の病院)
- ・入退院支援加算 1
- ・認知症ケア加算 1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注 2 施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV 核酸検出・HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT 撮影・MRI 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓 ・導入期加算 1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破碎術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料 59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料 74

[入院時食事療養に関する事項]

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項等について（NICU・GCU）

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

[入院基本料に関する事項]

当病棟では、1日に21人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

[施設基準の届出事項に関する事項]

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・看護師等遠隔診療補助加算
- ・急性期一般入院料1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- ・急性期看護補助体制加算(25対1)5割以上
(夜間100対1)(夜間看護体制加算)(看護補助体制充実加算)
- ・看護職員夜間12対1配置加算1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算1・指導強化加算・抗菌薬適正使用加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩管理加算・地域連携分娩管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・データ提出加算2イ(200床以上の病院)
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・小児入院医療管理料4
- ・地域包括ケア病棟入院料2・看護職員配置加算・看護補助者配置加算・看護補助体制充実加算
- ・外来栄養食事指導料の注2施設基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ニ
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1・2・3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算
- ・外来腫瘍化学療法診療料1・連携充実加算
- ・開放型病院共同指導料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料1・2
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算・電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・先天性代謝異常症検査
- ・HPV核酸検出・HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験・シャトルウォーキングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・CT撮影・MRI撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・人工腎臓・導入期加算1
- ・ストーマ合併症加算
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
- ・体外衝撃波膀胱石破碎術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器)
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器)
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・胃瘻造設術
- ・輸血管理料Ⅰ(輸血適正使用加算)
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・病理診断管理加算1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・看護職員処遇改善評価料59
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・入院ベースアップ評価料74

[入院時食事療養に関する事項]

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。